

総務常任委員会 審査順序

● 付託議案について

議案第 117 号 令和 3 年度八戸市一般会計補正予算

○歳出

款	項	摘 要
第 1 条の歳出中 2 款 総務費	1 項 総務管理費	1 目 1 節、3 節、4 節、3 目 24 節産業立地振興基金積立金、4 目 12 節 IC カード普及広報業務委託料を除く
7 款 商工費	2 項 徴税費	9 目
10 款 教育費	1 項 商工費	
	全部	

○歳入 第 1 条中の歳入予算の補正及び第 2 条地方債の補正

議案第 130 号 令和 3 年度八戸市一般会計補正予算

○歳出

款	項	摘 要
第 1 条の歳出中 2 款 総務費	全部	9 目
7 款 商工費	1 項 商工費	
10 款 教育費	全部	

○歳入 第 1 条中の歳入予算の補正

議案第 128 号 処分事件の報告及びその承認を求めることについて
(令和 3 年度八戸市一般会計補正予算の処分)

議案第 126 号 八戸市市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 121 号 令和 3 年度八戸市学校給食特別会計補正予算

[総務協議会]

○ 所管事項の報告について

- 1 (仮称) 多文化都市八戸文化芸術推進基本計画の策定について
- 2 八戸市新美術館広場等工事請負の一部変更契約の締結をすることの専決処分について

八戸市市税条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税における非課税の範囲に係る扶養親族の要件の見直し、寄附金税額控除に関する規定の整備及び医療費控除の特例の延長をするためのものである。

2 改正の主な内容

《個人市民税》

(1) 均等割及び所得割の非課税限度額に係る扶養親族の範囲の見直し

個人市民税の均等割及び所得割の非課税限度額について、その基準の判定に用いる扶養親族の範囲を、年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限定する。

(2) 寄附金税額控除の対象となる寄附金の範囲の見直し

特定公益増進法人等に対する寄附金控除について、その対象となる寄附金から出資に関する業務に充てられることが明らかな寄附金を除外する。

(3) 医療費控除の特例措置の延長

特定一般用医薬品等（※1）購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制（※2））について、適用期限を 5 年延長して令和 9 年度までとする。

※1 医師によって処方される医薬品から、ドラッグストア等で購入できる O T C 医薬品に転用された医薬品（スイッチ O T C 医薬品）のこと。

※2 年間購入費が 12,000 円を超えると、その超えた金額を控除（上限 88,000 円）するもの。

3 施行期日

令和 4 年 1 月 1 日、ただし（1）は令和 6 年 1 月 1 日

(仮称) 多文化都市八戸文化芸術推進基本計画の策定について

1 計画策定の趣旨

平成29年6月に「文化芸術基本法」が改正され、地方における文化芸術の推進に関する計画の策定が努力義務として規定されたこと、また、平成27年12月策定の「八戸市文化のまちづくりビジョン」が推進期間を概ね5か年としていたことから、新たに当市の文化芸術施策の推進に関する基本的な計画を策定するもの。

2 策定状況

市民アンケートや複数の文化団体等へのヒアリングを実施し、附属機関である「多文化都市八戸推進懇談会」や庁内関係課連絡会議において審議を重ね素案作成を進めている。

3 計画案の概要

(1) 基本理念の考え方

文化芸術から市民一人ひとりが受け取る恩恵と、地域社会が受け取る恩恵の両方を大切にすることを基本とし、分野横断的に取組を進めることを基本として計画の理念とする。

(2) 構成案

- 第1部 基本計画について・・・計画策定趣旨、基本理念、施策体系等
- 第2部 主要施策に基づく取組・・・6つの施策の取組の方向性等
- 第3部 主な拠点施設における取組・・・官民の文化施設の運営方針等

(3) 施策の方向性

【施策1】文化芸術に親しむ

市民による多彩な文化芸術活動の振興、子ども達が文化芸術に親しむ機会の充実など

【施策2】新たな創造への取組

アートプロジェクトの実施やパフォーミングアーツ、クリエイティブビジネスの振興など

【施策3】文化芸術による共生社会

障がい者等による文化芸術の鑑賞や参加など社会包摂の取組や国際交流の推進など

【施策4】伝統の継承と活用

ユネスコ世界遺産の縄文文化の発信、地域に根ざす文化・文化財の保存継承と活用など

【施策5】担う人・支える人の確保・育成

専門人材の確保・育成、文化ボランティアの活動振興など

【施策6】連携のソフトインフラ

多様な主体が連携するプラットフォームづくり、県や近隣自治体との連携強化など

4 計画期間

5年間：2022年度（令和4年度）～2026年度（令和8年度）

5 今後の予定

～12月 素案作成 ⇒ 1月 パブリックコメント ⇒ 3月 基本計画策定

八戸市新美術館広場等工事請負の一部変更契約の締結をすることの専決処分について

1 工事名

八戸市新美術館広場等工事

2 契約者

穂積建設工業株式会社

3 専決処分の理由

工事請負額の変更が生じたため、地方自治法第180条第1項に基づき、専決処分したものを。

4 主な変更理由

- ①令和3年4月1日以降の単価適用による、労務単価及び技術者単価の増加
- ②一部インターロッキング舗装の路盤構成の見直しと、敷設面積の増加
- ③植栽設置部分の通気管の追加及び土壌改良剤の添加
- ④屋外照明設備の仕様変更

5 契約額

変更前	202,400,000 円
変更後	210,386,000 円
増額	7,986,000 円

6 専決処分年月日

令和3年9月10日